

第4次豊川市障害者福祉計画

【骨子案】

令和3年〇月

豊川市

目次

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障害者福祉に関する関連法令の動向	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	5
5 計画の対象	5
6 計画の策定体制	6
第2章 豊川市の現状	7
1 障害者の状況	7
2 障害者への意識調査からみた現状	16
3 団体ヒアリング調査からみた現状	17
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 計画推進の視点	19
3 分野別方針	20
4 施策の体系	22
第4章 障害者施策の展開	23
1 生活支援	23
2 保健・医療	23
3 保育・教育・生涯学習	23
4 文化・スポーツ等	23
5 雇用・就業、経済的自立支援	23
6 生活環境	23
7 災害・防犯対策	23
8 理解促進、差別の解消及び権利擁護	23
9 市民協働、地域ネットワーク	23
第5章 計画の推進体制	24
1 推進に向けた体制	24
2 進捗の管理	24

本計画では、団体等の固有名詞を除き、「障害」の表記を統一的に用いています。

これは、障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。

第 1 章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

豊川市（以下、「本市」という。）では、平成 28 年に「第 3 次豊川市障害者計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「ユニバーサルデザイン」を理念に障害のある人もない人も、共生できる社会の実現を目指し、様々な障害者福祉施策を推進してきました。

この間国では、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）批准後はじめてとなる「障害者基本計画（第 4 次）」が策定され、共生社会の実現を目指し、障害のある人自らの決定に基づいて社会参加や自己実現を進めていくこととなりました。その他にも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）の成立など、障害者福祉に関する法制度の整備が進められています。

また、平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、策定過程において障害のある人が当事者として参画し、障害者福祉に関する目標が設定されています。各自治体で「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえた政策が求められる中、障害者福祉の取り組みに関しても考慮していく必要があります。

さらに、令和 2 年には新型コロナウイルスの感染が世界中で拡大し、多くの生命や生活が脅かされています。基礎疾患を持つ障害のある人は重症化するリスクが高いことや、障害特性を踏まえた感染予防が必要となることから、家族やサービス提供者、その他関係者が細心の注意を払い、感染防止対策を行うことが求められます。

本市においては、こうした社会状況を踏まえながら、本市の現状・課題を踏まえてさらなる障害者施策の充実を図っていく必要があります。以上から、「一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくり」を理念として、「第 4 次豊川市障害者福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 障害者福祉に関する関連法令の動向

(1) 近年の法律等の整備の状況

近年の障害者福祉に関する関連法令の動向は、以下の通りとなっています。

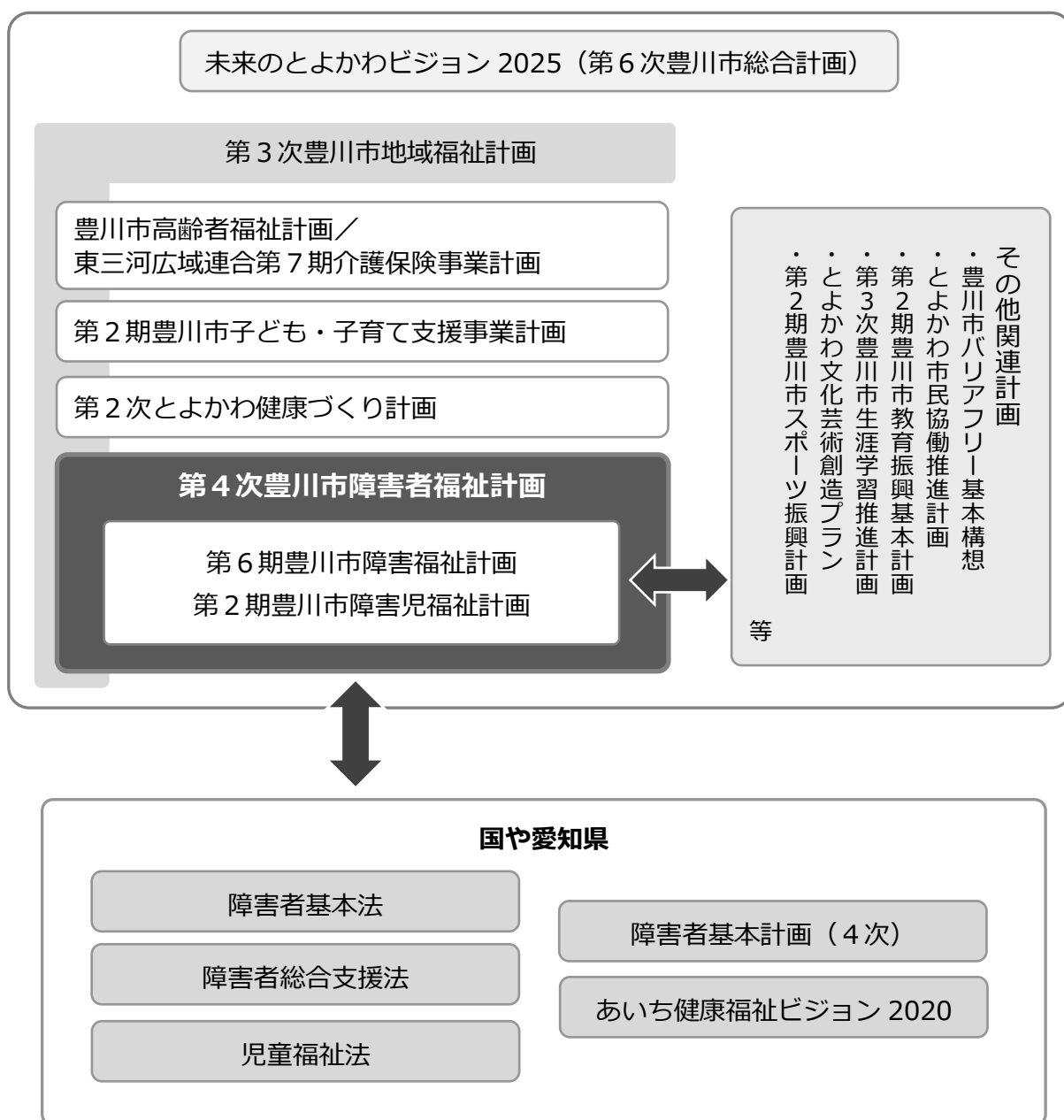
	関連法令	概要
平成 19 年	改正障害者基本法の施行	・市町村障害者計画の義務化
平成 21 年	改正障害者雇用促進法の施行	・中小企業が共同で障害者を雇用する仕組みの創設など
平成 22 年	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用給付金制度の範囲拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 23 年	改正障害者基本法の施行	・目的規定や障害者の定義の見直しなど
	改正障害者自立支援法の施行	・障害者の範囲の見直しやグループホーム等利用助成の創設など
平成 24 年	障害者虐待防止法の施行	・障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定
	改正障害者自立支援法の施行	・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化など
平成 25 年	障害者総合支援法の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障害者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など
	障害者優先調達推進法の施行	・障害者就労施設等の受注の機会の確保に必要な事項等を規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者の範囲の明確化
	障害者基本計画（第 3 次）の策定	・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重の規定など
平成 26 年	障害者権利条約の締結	・障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成 27 年	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用給付金制度の範囲拡大
平成 28 年	障害者差別解消法の施行	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応など
	改正発達障害者支援法の施行	・発達障害者の定義の改正、基本理念の新設など
平成 30 年	改正障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障害者の地域生活の支援や障害児支援へのきめ細かな対応など
	改正障害者雇用促進法の施行	・法定雇用率の算定基礎の見直し
	障害者基本計画（第 4 次）の策定	・共生社会の実現を目指し、障害者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記
	障害者文化芸術推進法の施行	・障害者が文化芸術を推進できる環境整備、支援など
令和元年	障害者雇用促進法の改正	・障害者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握など
令和 2 年	障害者雇用促進法の改正	・国及び地方公共団体の障害者活躍推進計画の作成、公表など

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠と他の計画との関係

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定された「市町村障害者計画」として、障害のある人に関する施策全般にわたる方向性を示すものとします。

また、上位計画である「未来のとよかわビジョン 2025（第 6 次豊川市総合計画）」や福祉分野の総合的・横断的な計画である「第 3 次豊川市地域福祉計画」、障害者福祉に関する計画である「第 6 期豊川市障害福祉計画及び第 2 期豊川市障害児福祉計画」などの市の関連計画との整合性を図りつつ策定します。



（２）「障害福祉計画及び障害児福祉計画」との関係

本計画は、障害者に関する施策全般にわたる方向性を表す計画であり、「第６期豊川市障害福祉計画及び第２期豊川市障害児福祉計画」との整合を図るものとなっています。

「第６期豊川市障害福祉計画」は障害者総合支援法第８８条に規定する「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスについて各年度のサービス種類別の見込量等を明らかにする計画です。

「第２期豊川市障害児福祉計画」は児童福祉法第３３条の２０第１項に定める「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等について各年度のサービス種類別の見込量等を明らかにする計画です。

障害者福祉計画	
根拠法令	障害者基本法
性格	・ 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第１１条第３項） ・ 長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした総合計画の部門計画
障害福祉計画	
根拠法令	障害者総合支援法
性格	・ 各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画（障害者総合支援法第８８条）
位置づけ	障害者福祉計画の方針を踏まえた、障害福祉サービス分野の実施計画
障害児福祉計画	
根拠法令	児童福祉法
性格	・ 各年度における障害児通所支援及び障害児相談支援ごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画（児童福祉法第３３条の２０第１項）
位置づけ	障害者福祉計画の方針を踏まえた、障害児福祉にかかわるサービス分野の実施計画

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度の6年間とします。

	(年度)								
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
豊川市 障害者計画	第3次			第4次					
豊川市障害 福祉計画	第5期			第6期		第7期			
豊川市障害児 福祉計画	第1期			第2期		第3期			

5 計画の対象

本計画では、特に断りのない限り、「障害者」に身体・知的・精神の各障害者（児）のほか、発達障害者（児）や難病患者、高次脳機能障害者（児）を含みます。

また、各統計数値は、豊川市で日本人住民登録及び外国人住民登録をしている人のうち、該当者を対象としています。

なお、個別の障害などを対象とする箇所については、個別の表記をしています。

6 計画の策定体制

(1) 第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等策定委員会

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野の代表で構成された策定委員会において、施策や計画案を検討しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者、児童通所支援サービス利用者、障害福祉サービス提供事業所にアンケート調査票を配布し、障害のある人等の現状と今後の意向、事業所のサービスの提供状況等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

(3) 障害関係団体ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体やボランティア団体に調査シートを配布し、アンケートだけでは把握しにくい当事者の意見や支援する立場からの現状・課題、今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

第2章 豊川市の現状

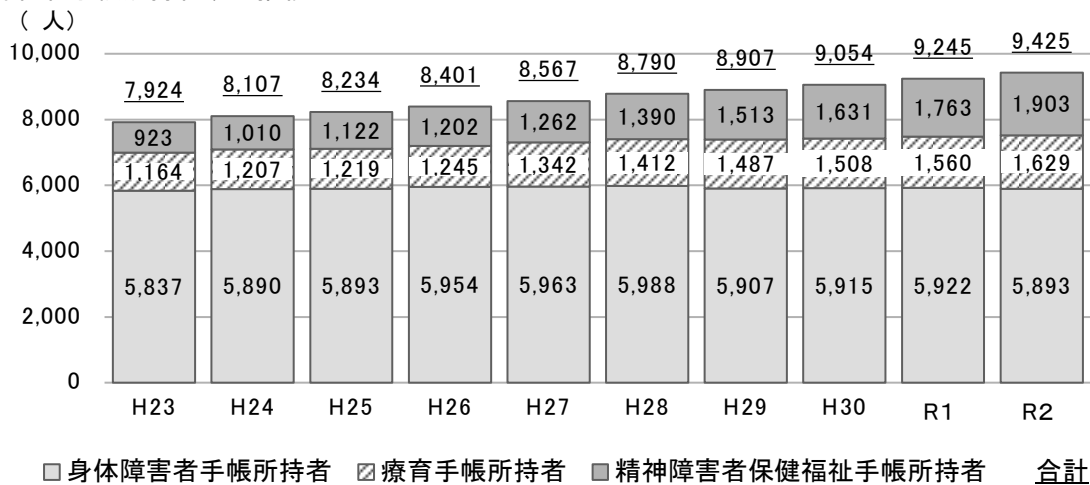
1 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しており、令和2年4月1日現在では9,425人となっています。(身体障害者手帳所持者数5,893人、療育手帳所持者数1,629人、精神障害者保健福祉手帳所持者数1,903人)

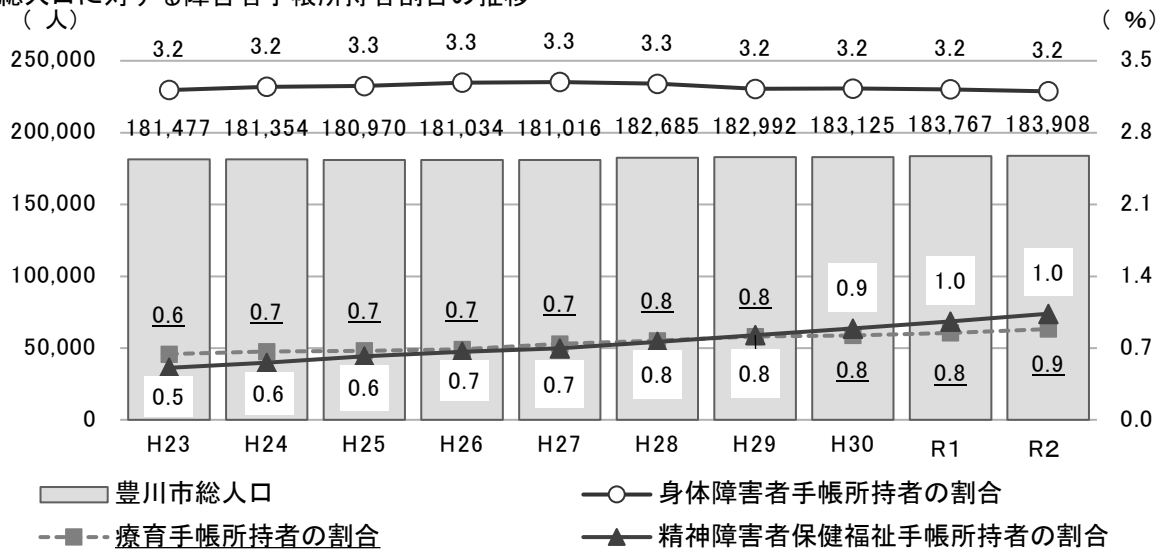
また、総人口に対する障害者手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者が約3%と横ばいで推移していますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は年々増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

■総人口に対する障害者手帳所持者割合の推移



資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者の状況

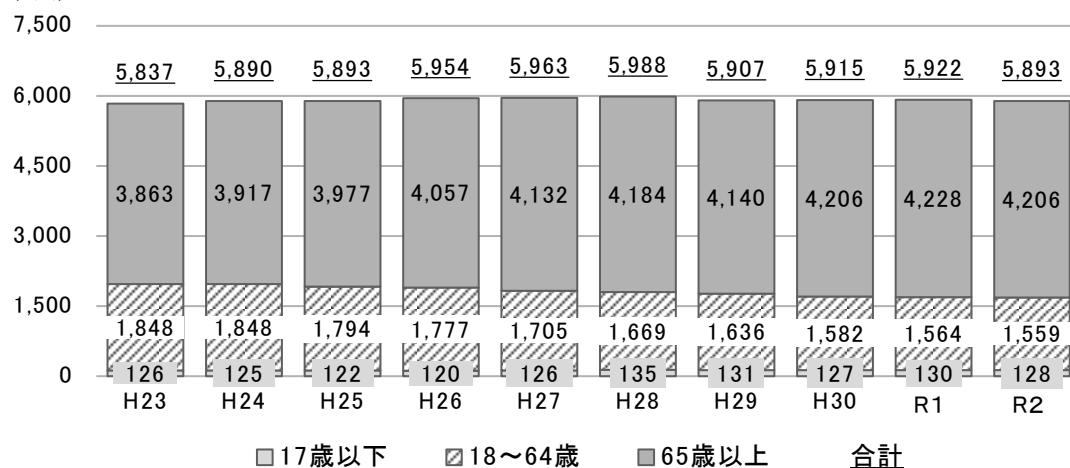
身体障害者手帳所持者数は平成 28 年までは緩やかに増加していましたが、平成 29 年以降は年によって数値が増減しています。

年齢別にみると、65 歳以上が最も多くなっています。

等級別にみると、1 級（最重度）が最も多く、次いで 3 級及び 4 級となっています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

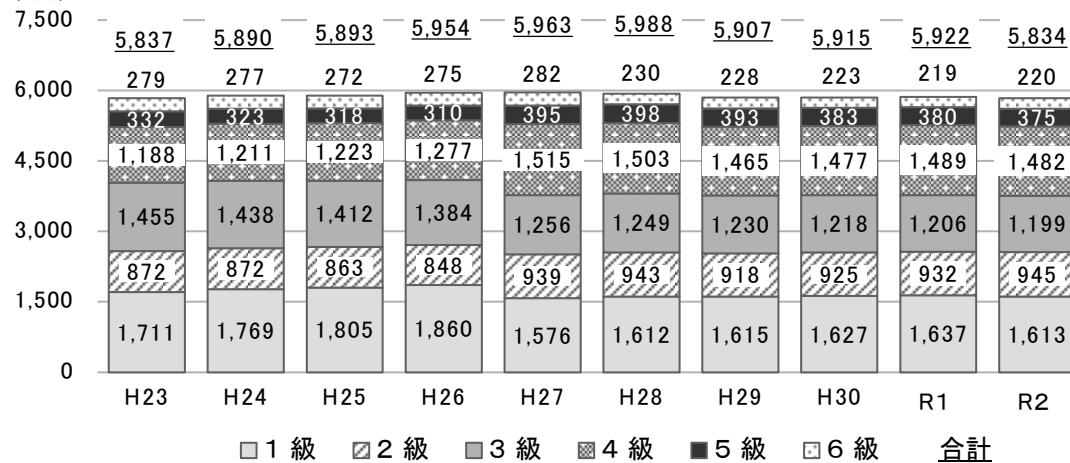
(人)



資料：豊川市福祉課（各年 4 月 1 日現在）

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

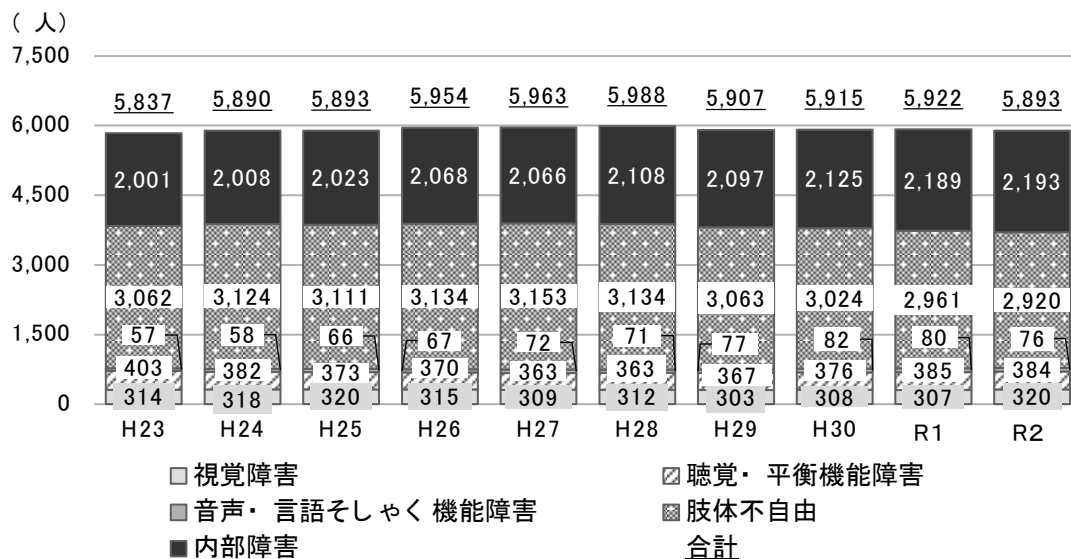
(人)



資料：豊川市福祉課（各年 4 月 1 日現在）

障害種別にみると、肢体不自由が最も多く、約半数を占めています。次いで内部障害が多くなっています。また、内部障害及び音声・言語そしゃく機能障害がゆるやかに増加しています。

■障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

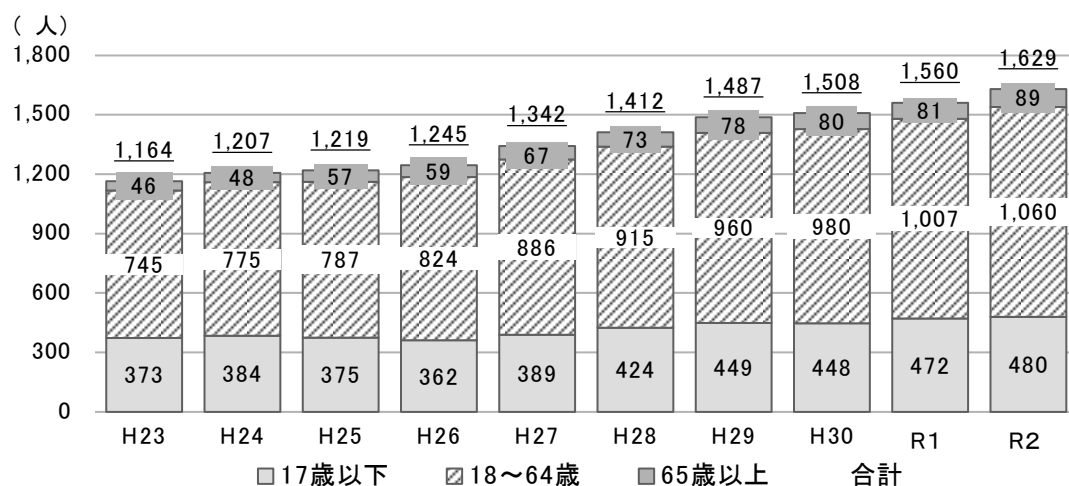
(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しています。

年齢別にみると、18～64歳が最も多く、次いで17歳以下となっています。いずれの年齢層でも年々増加しています。

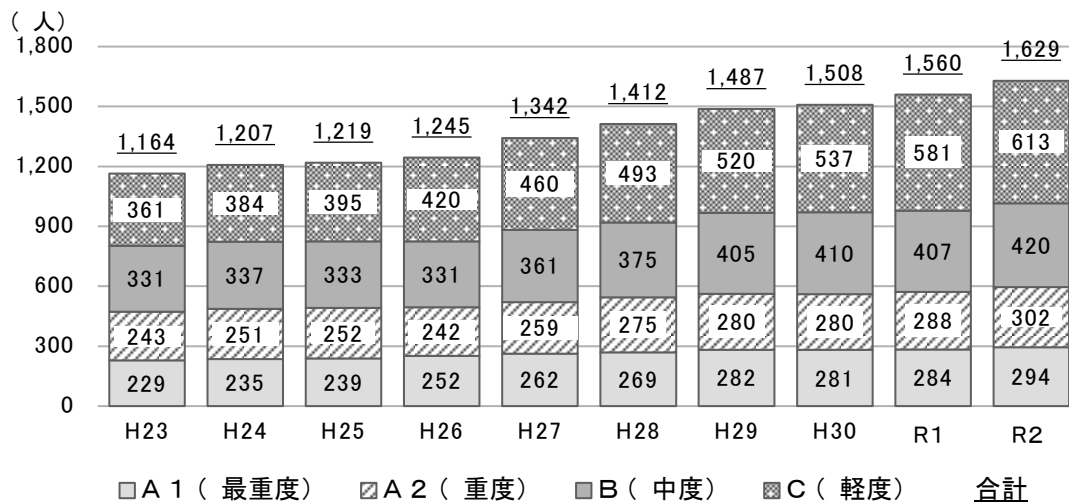
等級別にみると、C（軽度）が最も多く、次いでB（中度）となっています。いずれの等級でも増加していますが、特にC（軽度）で大きく増加しています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

■等級別療育手帳所持者数の推移



資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

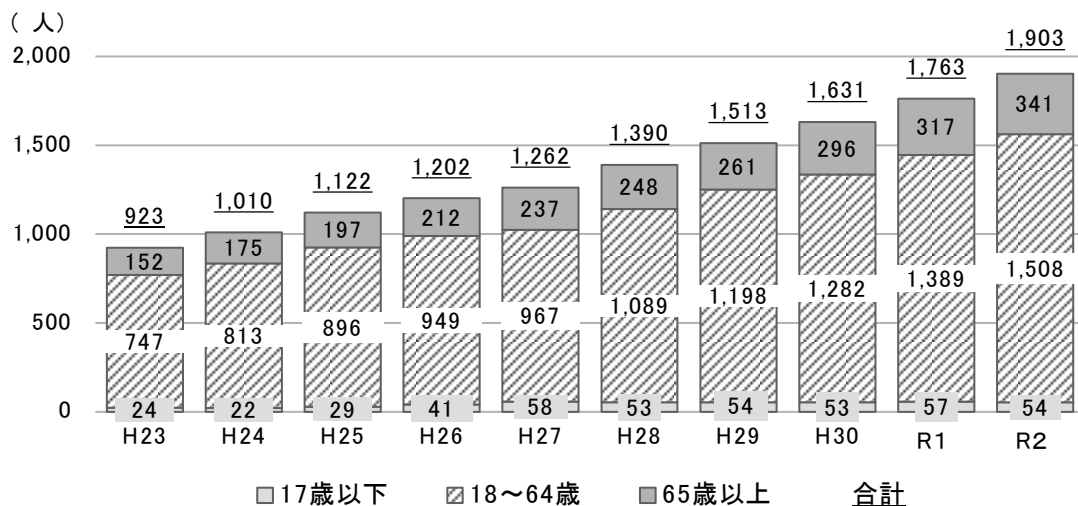
（４）精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

年齢別にみると、18～64 歳が最も多く、全体の 8 割前後を占めています。18～64 歳、65 歳以上では年々増加しています。

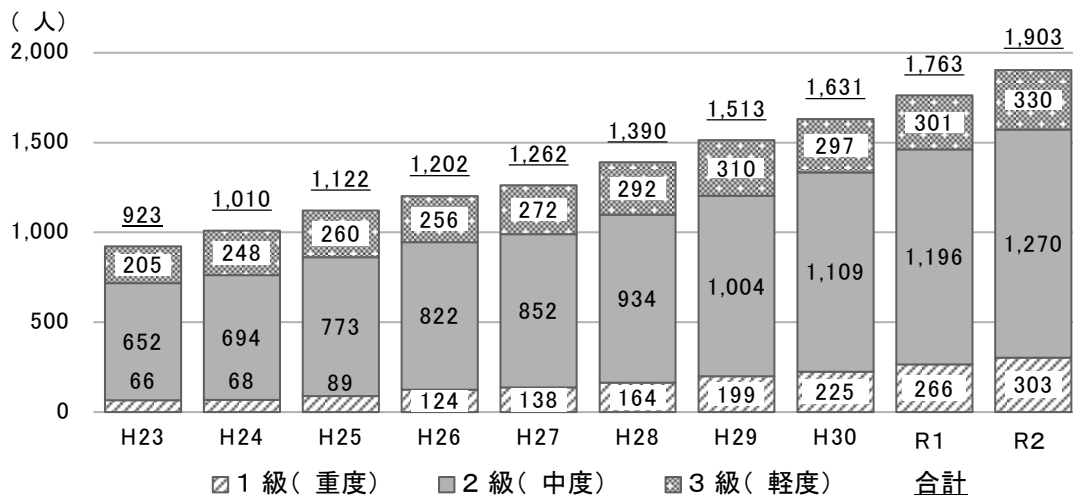
等級別にみると、2 級（中度）が最も多く、全体の 7 割前後を占めています。いずれの等級でも増加していますが、特に 1 級（重度）で大きく増加しています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：豊川市福祉課（各年 4 月 1 日現在）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



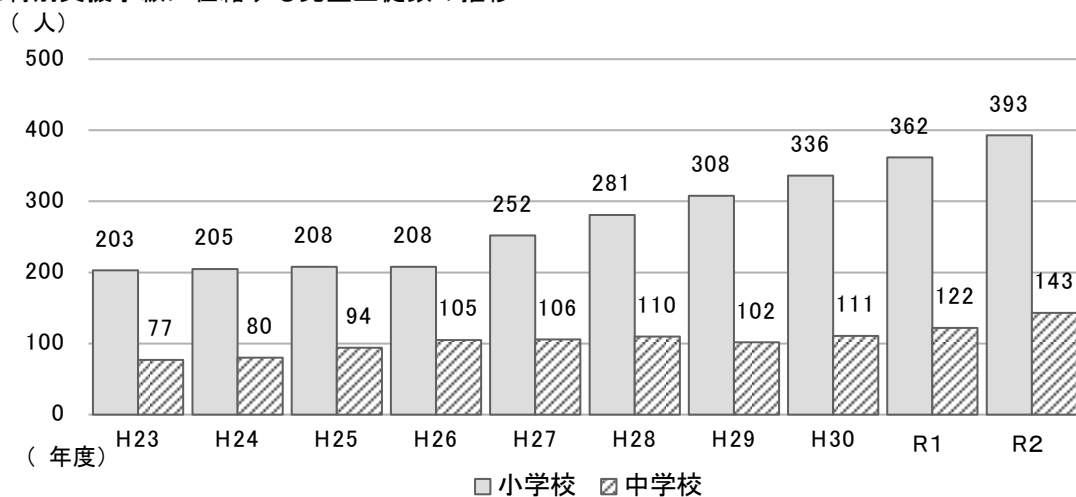
資料：豊川市福祉課（各年 4 月 1 日現在）

（５）障害等のある子どもの推移

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校では平成 27 年以降、年々増加しています。中学校では、年度によって数値が増減していますが、平成 23 年から令和 2 年では 50 人以上増加しています。

障害の種類別にみると、小学校・中学校ともに自閉症・情緒と知的障害の割合が高くなっています。

■特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移



資料：豊川市学校教育課（各年 4 月 1 日現在）

■障害の種類別特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

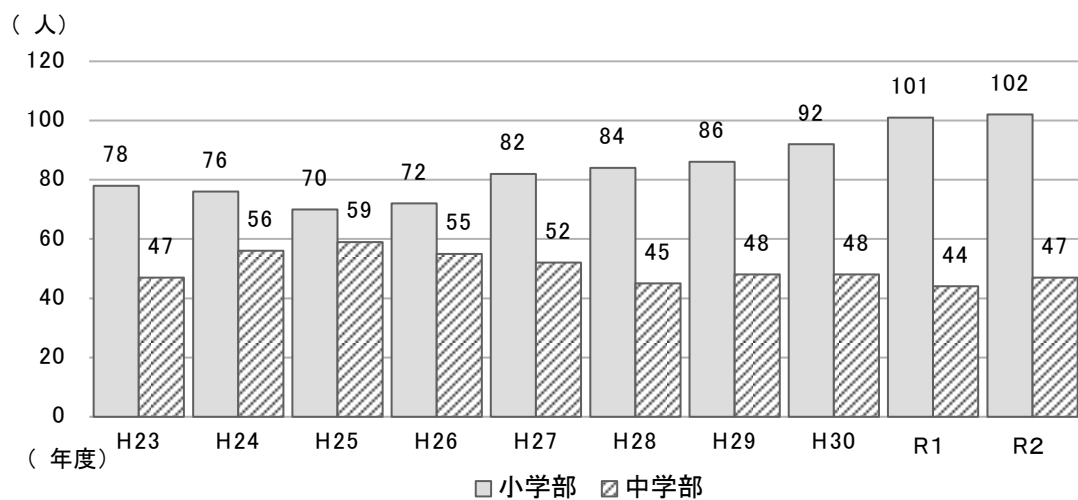
(年度)

障害の種類別	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
小学校 合計	281 人	308 人	336 人	362 人	393 人
知的障害	125 人	132 人	153 人	160 人	177 人
肢体不自由	8 人	8 人	9 人	11 人	8 人
病弱・身体虚弱	3 人	5 人	2 人	2 人	5 人
難聴	4 人	3 人	4 人	4 人	5 人
自閉症・情緒	141 人	160 人	168 人	185 人	198 人
中学校 合計	108 人	102 人	111 人	122 人	143 人
知的障害	54 人	64 人	63 人	66 人	82 人
肢体不自由	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
病弱・身体虚弱	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
難聴	3 人	1 人	1 人	1 人	0 人
自閉症・情緒	51 人	45 人	47 人	55 人	60 人

資料：豊川市学校教育課（各年 4 月 1 日現在）

特別支援学校に在籍する児童生徒数は、小学部では平成26年以降、年々増加しています。中学部では、年度によって数値が増減しています。

■特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移



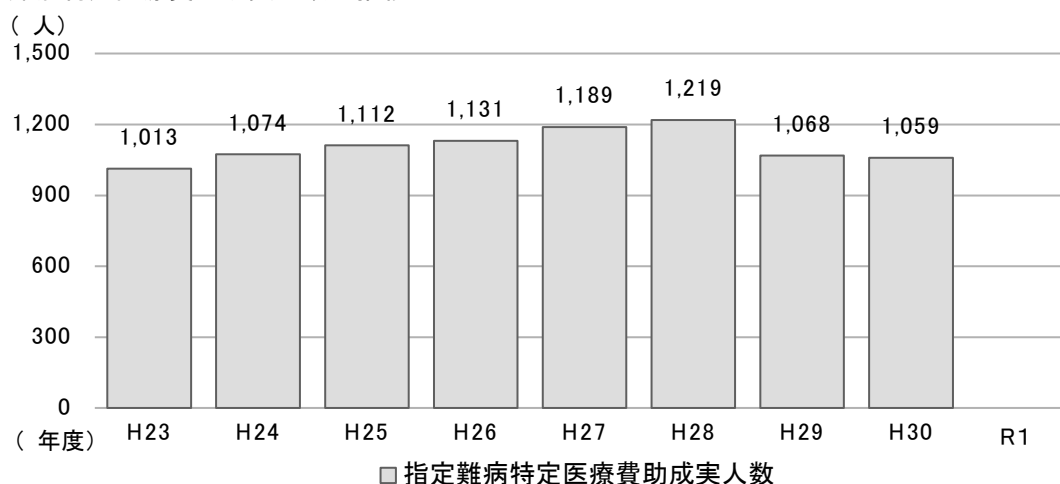
資料：豊川市学校教育課（各年4月1日現在）

（６）難病患者の状況

指定難病特定医療費助成実人数は、平成２８年度までは緩やかに増加していましたが、平成２９年度では、難病法施行に伴う特定医療費支給の経過措置期間の終了に伴い減少し、以降は１，０００人程度で推移しています。

小児慢性特定疾病医療費助成実人数は、年度によって数値が増減しています。

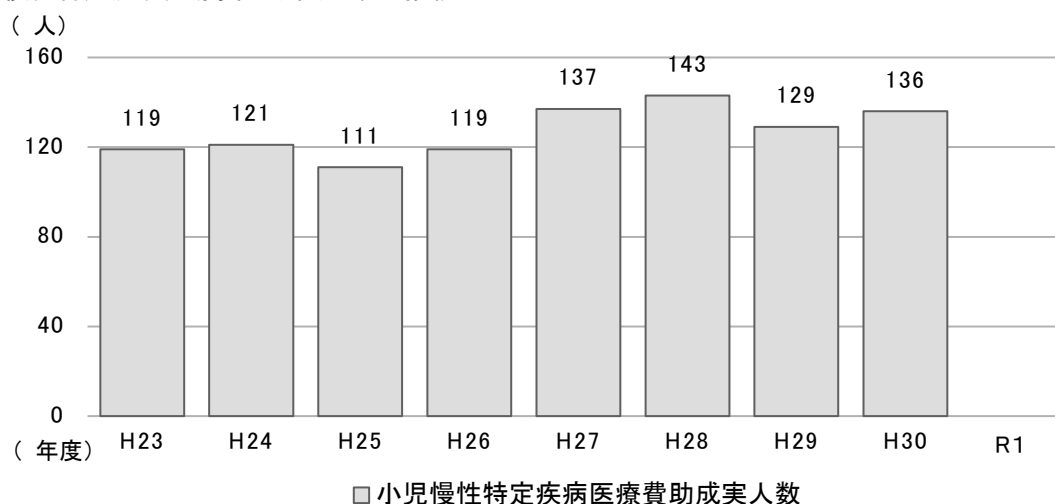
■指定難病特定医療費助成実人数の推移



難病法の成立に伴い、平成２７年より特定疾病は特定疾病指定難病に移行しているため、平成２６年までは「特定疾患認定患者」、平成２７年以降は「指定難病特定医療費公費負担実人数」を「指定難病特定医療費公費負担実人数」として記載しています。

資料：豊川保健所（各年３月３１日現在）

■小児慢性特定疾病医療費助成実人数の推移



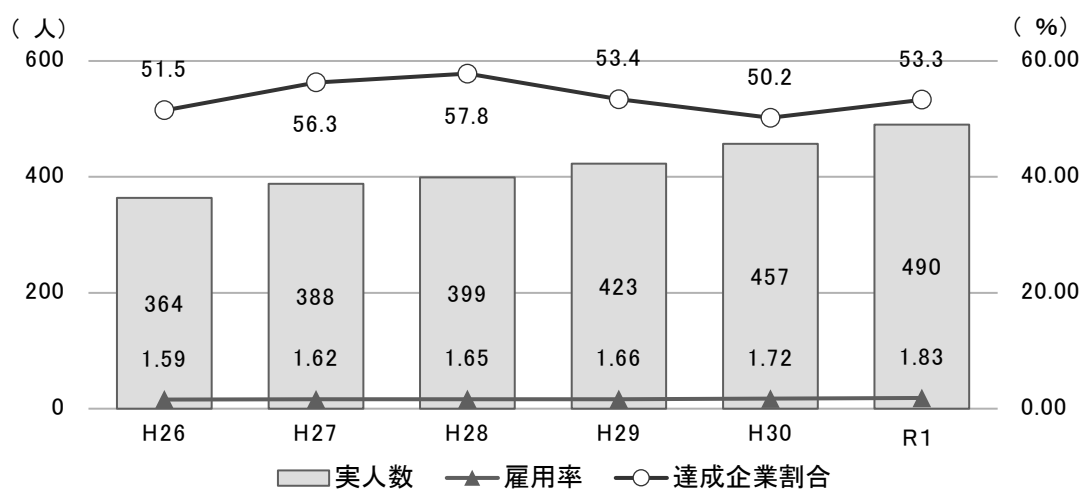
資料：豊川保健所（各年３月３１日現在）

(7) 障害者雇用の状況

本市の企業の障害者雇用は、実人数及び雇用率については年々増加しています。法定雇用率の達成企業の割合は、半数程度で増減しています。

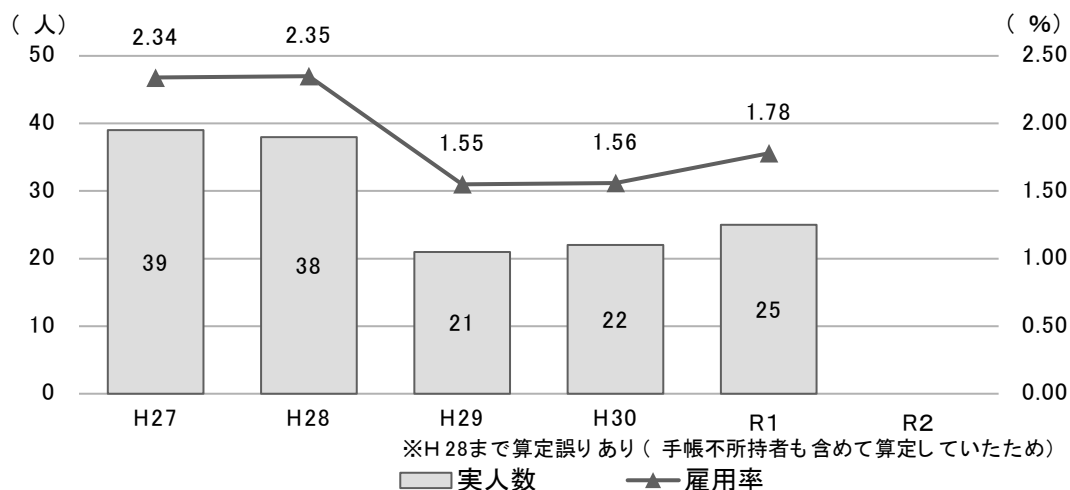
市役所の障害者雇用は、実人数及び雇用率ともに平成 29 年で減少していますが、その後は年々増加しています。

■本市の企業の障害者雇用の推移



資料：豊川公共職業安定所（各年 4 月 1 日現在）

■市役所での障害者雇用の推移



資料：豊川市人事課（各年 6 月 1 日現在）

2 障害者への意識調査からみた現状

(1) 調査概要

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	調査手法
障害者手帳所持者	令和2年 6月13日～ 6月26日	約2,000件	郵送配布、 郵送回収
児童通所支援サービス 利用者		約700件	
障害福祉サービス 提供事業所		70件	

(2) 調査の結果

3 団体ヒアリング調査からみた現状

(1) 調査概要

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	調査手法
当事者団体	令和2年 7月1日～ 7月14日	7団体	郵送配布、 郵送回収
ボランティア団体		20団体	

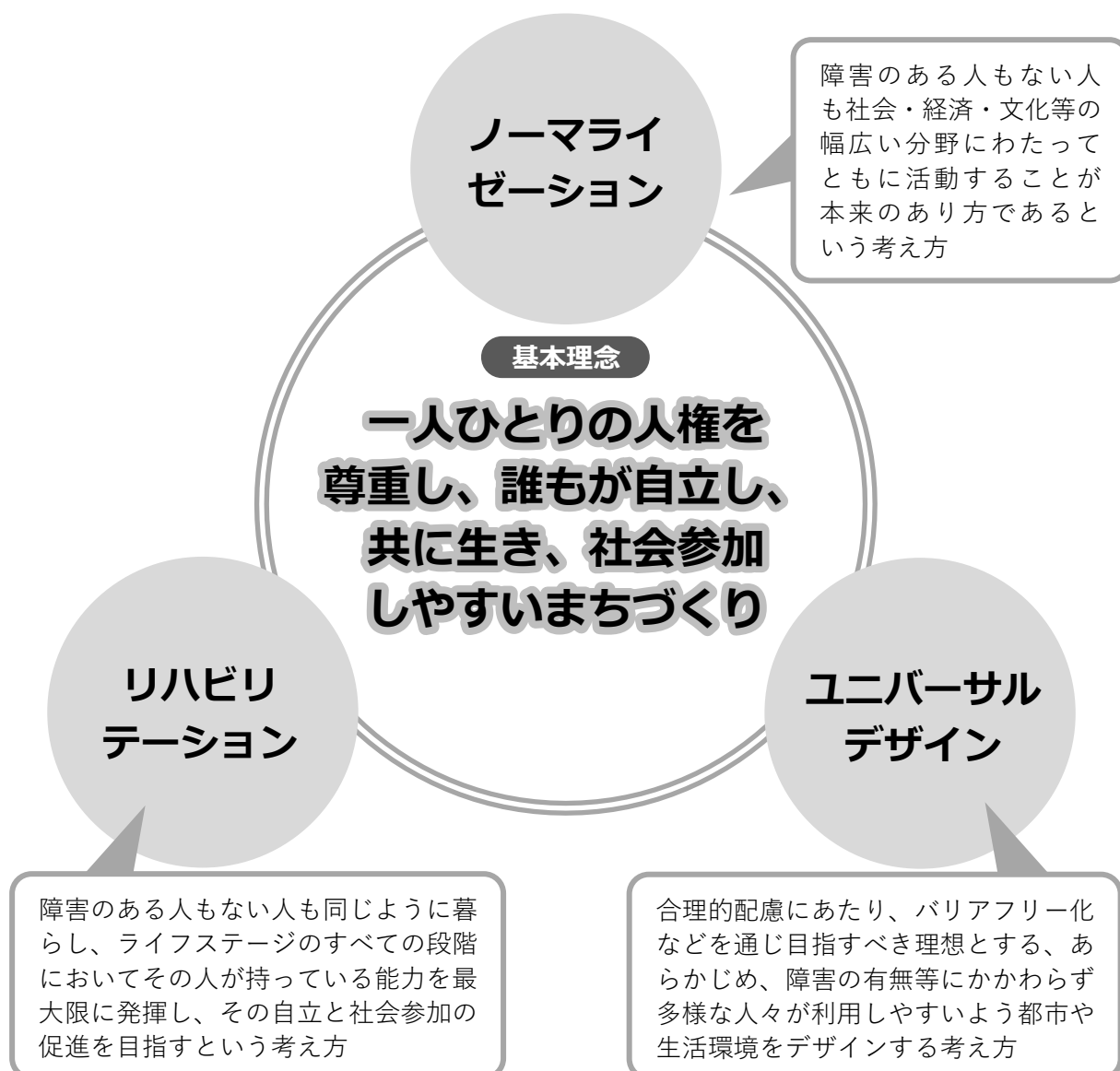
(2) 調査の結果

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第6次総合計画の目標である「だれもが健やかに生き生きと暮らしているまち」を実現するため、国や県の基本理念を踏まえ、社会的なバリア（社会的障壁）のない、一人ひとりが温かい心で結ばれた、自己実現を支援するまちづくりを目指します。そのため、本計画の基本理念を「一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくり」とします。

また、本市の基本理念は、以下の図のように「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「ユニバーサルデザイン」の3つの考え方を基に推進していきます



2 計画推進の視点

本計画では、以下の視点に則って施策を推進します。

障害者の主体性・自立性の確立

障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、その主体性・自立性が最大限発揮されるような支援や環境の整備を進めます。

障害特性や複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害特性や障害の状態、生活実態により、求められる支援は様々です。そのため、障がい特性等を踏まえた、きめ細かな支援を行います。その際、外見からはわかりにくい障害について考慮するとともに、状態が変動する障害については障害の程度を捉えることが難しいことに留意します。

また、障害のある女性をはじめ、障害のある子ども、高齢者等は、複合的に困難な状況に置かれる場合があることを踏まえ、きめ細かな支援を行います。

障害のある人もない人も互いに支え合う地域社会の構築

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、あらゆる場面において障害への理解を促進し、差別や偏見がない社会の構築を進めます。

また、障害のある人も地域や社会の担い手として活躍できるよう、様々な形での社会参加を促進し、「支え手」「受け手」の関係を越えた、支え合いの基盤を構築します。

【前回計画の計画策定の視点】

●障害者の主体性・自立性の確立

●障害の重度化・重複化及び障害者・介護者の高齢化への対応

●障害のある人もない人も互いに支え合う地域社会の構築

3 分野別方針

分野1

生活支援

方針 ▶ 日常生活や社会生活を営むための支援の充実

障害のある人が地域で暮らしていくための日常生活や社会生活を営む支援を行います。

分野2

保健・医療

方針 ▶ 地域に根ざした保健・医療サービス提供体制の充実

障害や疾病の発生や重度化を予防する健康づくりやリハビリテーションを進めるとともに、障害の特性に対応した医療体制の整備を図ります。

分野3

保育・教育、生涯学習

方針 ▶ 相互に人格と個性を尊重し合う教育体制の充実

障害の早期発見・早期対応につながる健診や相談支援の充実や、障害のある子どもの個性を尊重した保育・教育を推進します。また、誰もが生涯にわたり教育を受けられるような生涯学習の環境整備を図ります。

分野4

文化・スポーツ等

方針 ▶ 生きがいをもてるライフスタイルづくりの支援

障害のある人の生きがいのある暮らしにつながる、文化芸術活動やスポーツ活動の参加を促す機会づくりや人材育成を進めます。

分野5

雇用・就業、経済的自立支援

方針 ▶ 自立と社会参加を促す就労の総合的な支援

障害のある人が能力を活かして社会参画できるよう、企業の障害者雇用への理解を促進し雇用機会の拡充を図るとともに、様々な就労支援や多様な働き方について支援を行います。

分野6

生活環境

方針 ▶ 暮らしやすい生活環境の整備を推進するための施策の充実

障害のある人の地域での暮らし、外出を円滑にするため、公共施設等のバリアフリー化や住居に対する支援、移動手段の確保などにより、人にやさしいまちづくりを推進します。

分野7

災害・防犯対策

方針 ▶ 安全・安心な生活のための災害対策の充実

障害のある人が安全に災害時の避難や避難所での暮らしができるよう、地域と協力して防災・減災対策を進めるとともに、障害特性に応じた防犯施策を推進します。

分野8

理解促進、差別の解消及び権利擁護

方針 ▶ 障害の有無により分け隔てられることのない社会の実現に向けた施策の充実

障害に対する適切な理解を促進するため、多様な場面や媒体で広報・啓発活動を行うとともに、地域での交流活動を推進します。また、障害のある人への虐待防止や権利擁護に関する施策を推進します。

分野9

市民協働、地域ネットワーク

方針 ▶ 市民協働と地域ぐるみによる地域福祉のための施策の充実

福祉のまちづくりを推進するため、ボランティア等の市民活動への支援を推進するとともに、地域ネットワークの強化を図ります。

計画目標実現のため設定すべき、計画上の分野にあたるものです。前回計画で大きな見直しを行ったため、基本的には継続としますが、令和元年度に開催した障害者福祉計画検討部会の結果を踏まえ、以下の点については見直しを検討しています。

- ・「分野10 計画の進捗管理」は、すべての分野にかかわることなので、新たに第5章として位置づける
- ・「分野4 生涯学習、文化・スポーツ等」の「生涯学習」を「分野3 保育・教育」にまとめる
- ・施設設備に関する項目を「分野1 生活支援」にまとめる
- ・その他、重複する事業・内容について整理する

4 施策の体系

分野別方針を踏まえ、前回計画の事業評価を基に、アンケート及びヒアリング調査の結果、障害者福祉計画検討部会での検討結果を反映させた、継続を含む見直しが必要と考えています。

また、現在の事業の実施状況や、今後の実施の可能性を踏まえ、盛り込んでいきます。

第4章 障害者施策の展開

1 生活支援

2 保健・医療

3 保育・教育・生涯学習

4 文化・スポーツ等

5 雇用・就業、経済的自立支援

6 生活環境

7 災害・防犯対策

8 理解促進、差別の解消及び権利擁護

9 市民協働、地域ネットワーク

第 5 章 計画の推進体制

1 推進に向けた体制

2 進捗の管理